茅ヶ崎市いじめ防止基本方針

平成２６年７月１日

（令和７年２月改訂）

茅ヶ崎市

目次

はじめに 1
第１　基本的な考え方 2
　１　いじめの定義 2
　２　いじめに対する基本姿勢 2
　３　いじめ対策の基本理念 3
　４　いじめに対する個別方針 3
　　（１）いじめの未然防止 3
　　（２）いじめの早期発見 4
　　（３）いじめへの早期対応 4
　　（４）いじめの解消 5
　　（５）家庭との連携 5
　　（６）地域との連携 6
　　（７）関係機関等との連携 6
　５　市の基本方針の対象 6
第２　いじめの防止等のために実施する措置 7
　１　市が実施する措置 7
　　（１）財政上の措置等（法第 10 条関係） 7
　　（２）通報・相談体制の整備（法第 16 条第 2 項関係） 7
　　（３）学校・家庭・地域社会・関係機関等との連携（法第 14 条第１項・第17条関係） 7
　　（４）人材の確保及び資質の向上（法第 18 条関係） 7
　　（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第 19条関係） 8
　　（６）いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係） 8
　　（７）広報・啓発活動（法第 21 条関係） 8
　　（８）市の基本方針の内容の点検と見直し 8
　２　市教育委員会が実施する措置 9
　　（１）いじめの未然防止対策（法第 15 条・第 18 条第２項・第 19 条第１項関係） 9
　　（２）いじめの早期発見のための措置（法第 16 条・第 19 条第２項関係）. 9
　　（３）いじめの早期解決に向けた措置（法第 24 条・第 26 条・第 27 条関係） 9
　　（４）家庭・地域社会等との連携（法第 15 条第 2 項関係） 10
　　（５）学校評価における留意事項（法第 34 条関係） 10
　３　学校が実施する措置 10
　　（１）学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条関係） 10
　　（２）いじめの未然防止対策（法第 15 条・第 19 条第 1 項関係） 11
　　（３）いじめの早期発見のための措置（法第 16 条第１項・第３項関係）..11
　　（４）いじめに対する措置（法第 23 条関係） 12

（５）家庭・地域との連携（法第 15 条第 2 項・第 16 条第 3 項・第 23 条第 1 項・第 3 項関係） 12
（６）関係機関等との連携（法第 23 条第 3 項・第 6 項関係） 13
（７）学校評価における留意事項（法第 34 条関係） 13
第３　いじめ防止等を推進する体制 14
１　学校のいじめ対策組織 14
（１）いじめ対策組織の設置 14
（２）組織の構成員 14
（３）組織の役割 15
２　市におけるいじめの防止等を推進するための組織 15
（１）茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（法第 14 条第 3 項・第 28 条第 1 項関係） 15
（２）茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会（法第 14 条関係） 15
（３）茅ヶ崎市いじめ問題再調査会（法第 30 条第 2 項関係） 16
第４　いじめ事案発生時の対処 17
１　いじめ事案発生時の初動（法第 23 条第 2 項関係） 17
２　いじめ事案の調査（法第 23 条第 2 項関係） 17
３　調査結果の取り扱い（法第 23 条第 2 項関係） 17
第５　いじめ重大事態発生時の対処 19
１　いじめの重大事態（法第 28 条第 1 項関係） 19
２　重大事態発生の報告（法第 28 条第 1 項関係） 19
３　調査組織の発足（法第 28 条第 1 項・第３項関係） 19
４　学校を調査主体とする場合の組織構成 19
５　調査の開始 20
（１）調査の内容 20
（２）事実調査の手順 20
６　いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供(法第 28 条第２項関係） 21
７　調査結果の報告（法第 30 条第 1 項） 21
８　調査結果の公表 21
９　再調査の実施 21
１０　再調査結果の報告（法第 30 条第 3 項関係） 22
１１　再調査の結果を踏まえた措置（法第 30 条第 5 項関係） 22
第６　調査中・調査後の学校対応について 23
１　調査中の学校による指導について 23
２　調査中の学校による再発防止策について 23
３　長期欠席となった児童・生徒への支援といじめ調査について 23
４　転校・卒業といじめ調査について 24
５　調査報告後の学校の対応について 24

はじめに

茅ヶ崎市ではいじめの根絶を目指し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応（以下、「いじめの防止等」という。）に積極的に取り組んできました。また、各学校においては、日常の教育活動を通して、児童・生徒の人を思いやる豊かな人間性の育成と、信頼に基づく望ましい人間関係の構築を図るとともに、児童・生徒の声に耳を傾けながら、どのような小さないじめも逃さずに把握し、早期に解決・改善するよう適切な対応に努めてきました。しかし、児童・生徒を取りまく社会状況や生活環境が著しく変化する中、いじめはより複雑化・多様化してきており、いじめの解消に向けては、教職員の職場環境の変化も踏まえた、さらなる施策の推進や学校・家庭・地域の協働が必要となっています。

平成 25 年９月に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が施行され、いじめの防止等に対する学校・家庭及び行政の役割と責任が明確になりました。同法に基づいて、国と学校はそれぞれに「いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられ、地方公共団体においては、法第 12 条に、国の基本方針を参酌して地域の実情に応じた「いじめ防止基本方針」を策定するよう努めることが規定されています。

これを受け、本市では、いじめの根絶に向け、いじめの問題は社会全体が一丸となってその解決に取り組まなければならない課題であることを改めて認識し、学校・家庭・地域、その他の関係機関・団体（青少年教育相談室、家庭児童相談室、神奈川県中央児童相談所、神奈川県警察本部少年相談・保護センター等、いじめの防止等のための取組において専門的な支援を行う各種機関・団体のことをいう。以下同じ。）と連携し、いじめの防止等に取り組むため、平成 26 年７月、「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」（以下、「市の基本方針」という。）を策定しました。

今般、法の施行から６年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」並びに、県の「神奈川県いじめ防止基本方針」が改定されたことから、その内容を反映させるとともに、平成 27 年度に茅ヶ崎市立小学校で起きたいじめ重大事態の反省を踏まえ、再び同様の事案を起こさないために、市の基本方針を改定することとしました。

第１　基本的な考え方

１　いじめの定義

いじめは、法第２条で定めているとおり、「児童等に対して、いじめを受けた児童等が在籍する学校に在籍している等いじめを受けた児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

法律上のいじめの態様は多種多様であり、暴力や暴言は勿論、本人のいないところでの些細な陰口や悪口、嫌がらせなども含まれます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、いわゆる社会通念上のいじめの概念に引きずられ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

２　いじめに対する基本姿勢

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。

さらに、いじめの背景には、児童・生徒たち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在していることから、次の視点をもって問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの学校の、どの年齢の児童・生徒にも起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「被害者」・「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の児童・生徒にも注意を払う必要がある
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多いため、児童・生徒の訴えに対し、いかなる理由があっても組織対応をしないことがあってはならない
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある

また、いじめは、単に児童・生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。したがって、私たち大人が、他者と人権を尊重し合う社会をつくっていき、見本となることも、児童・生徒間のいじめを予防することにつながるという認識をもつことが大切です。

３　いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題であるという認識が必要です。茅ヶ崎市は、いじめを根絶して、茅ヶ崎市全体で、「学び合い　育ち合う　みんなの笑顔がきらめく　ひとづくり」を目指すための理念として、次の５つを掲げます。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童・生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん、他人の「いのち」も大切にする心を育む教育活動の充実に取り組まなければならない。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童・生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他児童・生徒に関わる大人が、いじめに対する正しい認識をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所･場面で起こり得るものであり、児童・生徒の周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの学校の、どの年齢の児童・生徒にも起こり得るものであり、安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、児童・生徒が所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければならない。

４　いじめに対する個別方針

（１）いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、児童・生徒の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのち」を大切にするこころや、一人一人の違いを認め合い、他者を思いやる気持ちを育むことが重要です。
- いじめの背景にある、児童・生徒が抱えている学業や家庭環境、人間関係等に係るストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育むことも必要です。
- 児童・生徒一人一人が、好ましい人間関係を築けるよう、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるよう、情報モラル教育の一層の充実を図る必要があります。
- 「いじめは人間として絶対に許されない重大な人権侵害に当たる行為で

ある」ことを教えるとともに、児童・生徒が、いじめの問題について自ら考える機会を設けることが重要です。

- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとふれあう機会を充実させる一方、大人たちは子どもたちの育ちに関心をもつことが大切です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で他者を思いやる気持ちを育むことが重要です。また、市の関係部局や学校、関係機関等が連携を図り、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を行うことも大切です。

（２）いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう、教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- ふざけあいのように見える行為であっても、一方の児童・生徒が傷つきながらもそれに耐え、笑顔を見せている場合もあることから、法律上のいじめに該当するかの判断においては、けんかは基本的に法律上のいじめに該当するという認識の下、先入観をもたずに各児童・生徒の受け止めを丁寧に確認することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や教育相談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、児童・生徒からの相談に真摯に対応することが必要です。
- 児童・生徒からの相談を受ける各関係機関がいじめの訴えを受けた場合、当該機関は本人の了解を得た上で、学校へ必要な情報提供を行い、早期のいじめ対応へつなげます。
- 日頃から、学校と家庭が児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、連携を密にしていくことが大切です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、家庭・地域をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たちが子どもたちを見守り、育てる意識をもつように働きかけることが必要です。

（３）いじめへの早期対応

- 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処について理解を深め、チームで組織的に対応することが必要となります。そのためには、どんなに軽微な事案であっても、いじめの起きた学級の担任が個人で対処するのではなく、学校全体で情報を共有することを全教職員に周知し、円滑な情報伝達・情報共有の徹底を図ることが重要になります。学校は、組織とし

てそれらの体制を整えるとともに、情報共有をしやすい人間関係づくりに努めなければなりません。

- いじめを受けている疑いがある場合は、学校は、各学校の基本方針に定めたいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童・生徒への支援・指導を行います。また、いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童・生徒を守り通すという認識の下、速やかにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応が求められます。

（４）いじめの解消

- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然として指導します。なお、教育的な配慮に基づいて、「いじめ」という言葉を使わず指導することがあったとしても、いじめられた児童・生徒の立場に立って判断し、学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織への情報共有を含めた対応をしていくことが大切です。また、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行うことが大切です。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態（いじめを行った児童・生徒に対し、調査結果を踏まえた指導を実施した後、学校が、いじめの再発を認められない状態）になったと判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒を日常的に注意深く観察していくことが大切です。

（５）家庭との連携

- 家庭は、子ども一人一人のささいな変化を見逃さないよう、日頃から、子どもとのコミュニケーションを密に図ることが大切です。また、児童・生徒一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのち」を大切にするこころや他者を思いやる気持ちを育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。
- いじめ事案の対応に当たっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をより良く解決することが必要です。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、

適切な助言や支援を行うことが必要です。

（6）地域との連携

- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、児童・生徒が様々な機会を通じて多様な価値観をもつ大人たちと接する中で、学校の教職員以外の大人との人間関係も形成し、多くの大人たちから存在を認められることが重要です。
- 学校関係者が保護者や地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

（7）関係機関等との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあります。
- いじめを行った児童・生徒に対して必要な教育上の指導及び対応を行っているにもかかわらず、その指導・対応により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関との適切な連携が必要です。特に、犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- 「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」において、警察や児童相談所等の関係機関や、地域の様々な団体等との適切な連携を図るとともに、学校においては、日頃から、関係機関の担当者との情報交換を行ったり、連絡会議を開催したりするなど、情報共有体制を構築しておく必要があります。

5　市の基本方針の対象

市の基本方針の対象となる学校は、茅ヶ崎市が設置する小・中学校です。また、対象となる学校においては、国の「いじめ防止基本方針」に加え、県及び市の基本方針を参考として、「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直しといじめの防止等を推進する体制づくり及び教育活動に積極的に取り組むことが必要です。

なお、県立学校、私立学校及び他市町村が設置する学校は、市の基本方針の直接の対象ではありませんが、本市在住の児童・生徒が在籍する小・中学校については、連携しながらいじめの防止等の取組を進めます。

第２　いじめの防止等のために実施する措置

１　市が実施する措置

（１）財政上の措置等（法第 10 条関係）

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講じます。

国や県に、いじめの防止等に向けた対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう求めます。

（２）通報・相談体制の整備（法第 16 条第 2 項関係）

児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する通報・相談を受け付ける体制の整備を図ります。

（３）学校・家庭・地域社会・関係機関等との連携（法第 14 条第１項・第17 条関係）

- いじめの防止等に向けて、「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」（15頁参照）を設置し、市、学校、関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう努めます。
- 学校におけるいじめの実態把握の取組状況等を確認するとともに、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促します。
- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行います。
- 家庭や地域で子どもたちを見守るために、学校評議員やＰＴＡまたは保護者会、青少年の育成に関わる地域の関係団体等が組織的に連携・協働する体制を構築します。
- 専門的な支援を必要とする場合、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携し、情報共有に努めます。

（４）人材の確保及び資質の向上（法第 18 条関係）

- いじめ問題に適切に対処できるよう、教職員の資質の向上及び専門的知識を有する者の確保等、必要な措置を講じます。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※等の派遣等により学校を支援します。

※スクールカウンセラーとは、教育の分野に加え、臨床心理に関する専門的な知識・経験を有する者です。カウンセリング等を通して、心のケアや支援を行い、課題解決への対応を図っていきます。

※スクールソーシャルワーカーとは、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者です。環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築などの支援方法を用いて課題解決への対応を図っていきます。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第 19 条関係）

ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）※をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下、「インターネット上のいじめ」という。）を防止し、適切に指導することができるよう、情報モラル教育を推進し、インターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。

※ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）とは、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのことです。

（６）いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）

「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」（15頁参照）を中心とした、いじめの未然防止やいじめ事案への具体的な対処の在り方等についての調査研究を推進します。

（７）広報・啓発活動（法第 21 条関係）

いじめ問題は、大人たち全員の課題という意識を、家庭や地域など子どもに関わるすべての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報していきます。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のため、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることの重要性を伝えていきます。

（８）市の基本方針の内容の点検と見直し

市の基本方針に基づく措置の取組状況について年度ごとに点検し、「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」（15 頁参照）に報告します。

また、国や県の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

２　市教育委員会が実施する措置

（１）いじめの未然防止対策（法第 15 条・第 18 条第２項・第 19 条第１項関係）

- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、すべての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを支援するための取組を進めます。
- 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を支援します。
- 児童・生徒に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を積極的に行い、児童・生徒が主体的にいじめの防止等に資する活動を行うような意識を醸成させます。
- 教職員を対象としたいじめの防止等の対策に関する研修の実施や情報提供など、教職員の資質・能力の向上に必要な措置を講じます。
- インターネット上のいじめを防止し、適切に指導することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、情報モラルに関する必要な啓発活動を行います。

（２）いじめの早期発見のための措置（法第 16 条・第 19 条第２項関係）

- いじめを早期に発見するため、児童・生徒に対する定期的な調査及びその他の必要な措置を講じます。
- 児童・生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。
- 児童・生徒が、インターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するインターネット有害情報監視を実施します。

（３）いじめの早期解決に向けた措置（法第 24 条・第 26 条・第 27 条関係）

- 法第23条第2項の規定により、学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じて学校に対し支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。
- いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第１項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、いじめを行った児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。具体的には、神奈川県教育委員会の指針に従い、「いじめ行為を繰り返し行う児童・生徒がおり、学校として最大限の努力を行っても解決しない場合」における出席停止の適用等について積極的に検討します。また、出席停止となった児童・生徒に対する出席停止の期間における学習の支援や、いじめを受けた児童・生徒が抱えているストレス等の問題の除去等、教育上必要な措置を講じます。

・ いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有して対処します。

（４）家庭・地域社会等との連携（法第 15 条第 2 項関係）

・ 「いのち」を大切にするこころや他者を思いやる気持ちを育むために必要な情報の周知など、家庭への啓発活動等を行います。
　また、いじめの問題に対し、学校等を通じてＰＴＡまたは保護者会や学校関係者が協議し、連携した対策を講じること等の有効性を伝えていきます。
・ 関係団体等が中心となって実施している地域での子どもたちの見守り活動等を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもたちの健やかな心身の育成を図ることができるような体制を構築するための取組を行います。

（５）学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、事案対処のマニュアル作成、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して指導・助言を行います。

３　学校が実施する措置

（１）学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条関係）

・ 学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、児童・生徒指導体制、校内研修、認知したいじめの対処についての基本的な方向性や取組内容等を定めます。
・ 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
　① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員が一人でいじめを抱え込まず、いじめへの対応を組織的に行うことができます。
　② いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止にもつながります。
　③ いじめを行った児童・生徒への指導・支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への指導・支援につながります。
・ 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しに当たっては、自校の児童・生徒の実態を把握することが必要です。その際、いじめの防止等の観点から、

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、具体的に明記します。また、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているかを「学校のいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ対策組織」という。）（14頁参照）を中心に点検し、必要に応じて見直すというＰＤＣＡサイクル※を盛り込みます。

（※ＰＤＣＡサイクルとは、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という活動を繰り返し行うことで継続的にプロセスを見直していく手法です。）

・ 策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、児童・生徒や保護者、地域の方々に説明するなどして、共通認識を図り、連携していじめの防止等の取組に当たります。

（２）いじめの未然防止対策（法第 15 条・第 19 条第 1 項関係）

・ 交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。
・ 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して地域の人々とふれあう機会を増やします。
・ 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進します。
・ 児童会・生徒会の活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考えて行動する機会を設けるよう努めます。
・ 児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
・ 配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童・生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うようにします。
・ 学校関係者やいじめの未然防止に向けた取組を行っている団体等と連携し、学校での教育活動の様々な場面において「いのち」の大切さを学ぶ「いのち・からだ・こころの教育」を推進します。
・ インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。

（３）いじめの早期発見のための措置（法第 16 条第１項・第３項関係）

・ 「いじめは、どの学校の、どの年齢の児童・生徒にも起こり得る問題である」という認識をもち、各学校において、日頃から児童・生徒の行動や生

活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 児童・生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談等を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、相談があった場合は迅速に対応します。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

（4）いじめに対する措置（法第 23 条関係）

- 当該学校の児童・生徒が、いじめを受けているとの通報を受けたときや、いじめを受けている疑いがあると思われるときは、学校は、各学校の基本方針に定めたいじめ対策組織において、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。また、その結果を教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校はいじめの事実の有無を確認するための必要な措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- いじめがあったことが確認された場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた児童・生徒をいじめが解消するまで守り通すことを旨として、落ち着いた学校生活を再開できるよう、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒を日常的に注意深く観察し、再発防止に努めます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、いじめを行った児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、いじめを行った児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- これらの対応については、関係教職員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。

（5）家庭・地域との連携（法第 15 条第 2 項・第 16 条第 3 項・第 23 条第 1 項・第 3 項関係）

- 学校や家庭、地域での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、保護者や地域の関係団体等との連携を密にし、いじめの未然防止・早期発

見に努めます。

- 子どもがいじめを受けている疑いがあると思われるときに、保護者が通報するための学校における相談・通報窓口を周知する措置を講じます。
- いじめを受けた児童・生徒と、いじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 子どもの小さなサインを見過ごすことのないよう、子どもの様子を把握する際のポイントを載せたパンフレットを配付する等、家庭や地域におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。

（６）関係機関等との連携（法第 23 条第 3 項・第 6 項関係）

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告し、学校警察連携制度の活用や茅ケ崎警察署への相談など、警察と連携した取組を進めます。

（７）学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、事案対処のマニュアル作成、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう努めます。

第３　いじめ防止等を推進する体制

１　学校のいじめ対策組織

（１）いじめ対策組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめ対策組織を設置します。

この組織は、いじめの問題を、特定の教職員が一人で抱え込まず、学校全体で対応していくための組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮することとします。

組織の体制や運用方法については、法律上のいじめは、日常的に発生する児童・生徒間のささいなトラブルまで含むものであることから、学校は、日常的に行われる各種会議の中に、いじめ対策組織としての情報共有の時間を設けるなど、組織対応を日常業務に盛り込むことが重要です。

また、いじめの情報を教職員個人に留めないようにするとともに、いじめ発生時の初期対応を迅速に行えるよう、学校ごとの実情に応じた工夫を図ることが重要です。

この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにすることが必要です。教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行います。

（２）組織の構成員

この組織の構成員は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

また、いじめの防止等に関する日常の課題に迅速に対応できるよう、組織として機能するような体制を構築することが重要です。

なお、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者を追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、適宜、専門的知識及び経験を有する専門家、及び当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えるよう努めます。

（３）組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は次のとおりです。なお、学校はいじめ対策組織をさらに少人数のチームに分け、それぞれが各役割を円滑に行えるような工夫を図る必要があります。

- 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- 教職員間におけるいじめに対する認識の統一
- いじめの認知や対応等に関する実践的な教職員研修等の実施
- いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- いじめに関する通報や相談への対応及び相談体制の充実
- いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集及び教職員への周知
- 関係する児童・生徒からの事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び適切な記録
- いじめの疑いがある情報があった際の緊急会議の開催
- いじめを受けた児童・生徒の保護及び支援並びにその保護者との連携
- いじめを行った児童・生徒への指導及び支援並びにその保護者との連携
- 在校生やその保護者に対する情報提供　等

２　市におけるいじめの防止等を推進するための組織

（１）茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（法第 14 条第 3 項・第 28 条第 1 項関係）

ア　調査会の設置

法第14条第３項及び法第28条第１項の規定により、市の基本方針に基づいたいじめの未然防止やいじめ事案への具体的な対処の在り方についての調査研究と市立学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、教育委員会に附属機関「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」を設置します。

イ　調査会の構成員

調査会は、学識経験者、精神科医、弁護士、心理や福祉の専門家等で構成します。

ウ　調査会の役割

- 市の基本方針に基づいたいじめの未然防止やいじめ事案への具体的な対処の在り方についての調査研究
- 学校等で発生したいじめの重大事態の調査（調査専門部会）

（２）茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会（法第 14 条関係）

ア　連絡協議会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう、法第 14 条の規定により、「茅ヶ崎市いじ

め問題対策連絡協議会」を設置します。

イ　連絡協議会の構成員

いじめの防止等に関する行政機関及び関係団体の代表者等で構成します。

ウ　連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- いじめに関する地域の状況や課題
- いじめの防止等に向けた効果的な取組
- いじめの防止等に向けた団体間の連携
- 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し　等

（３）茅ヶ崎市いじめ問題再調査会（法第 30 条第 2 項関係）

ア　再調査会の設置

学校または教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が必要と認める場合に再調査を行うため、法第 30 条第 2 項の規定に基づく再調査を行うための附属機関「茅ヶ崎市いじめ問題再調査会」を設置します。

イ　再調査会の構成員

附属機関は、学識経験者、精神科医、弁護士、心理や福祉の専門家等で構成し、その都度市長が委嘱します。

ウ　再調査会の役割

学校または教育委員会が行ったいじめの重大事態についての再調査を行います。

第４　いじめ事案発生時の対処

１　いじめ事案発生時の初動（法第 23 条第 2 項関係）

学校は、いじめ事案の発生を把握した場合、学校いじめ防止基本方針に定められたいじめ対策組織で対応します。

いじめ事案の発生を把握した場合とは、具体的には次のとおりです。

① 学校の教職員が児童・生徒の様子から「法律上のいじめではないか」と疑いをもったとき

② 児童・生徒やその保護者から、いじめにより被害が生じたという申し立てがあったとき

③ 教育委員会や各関係機関・団体から、児童・生徒からのいじめの訴えやいじめに係る相談があった旨の連絡を受けたとき

特に学校は、①については、本人から直接「いじめ」という言葉を用いた被害の訴えがなかったとしても、本人が心身の苦痛を感じている場合は、法律上のいじめ事案であるとして対応を開始します。また、②については、その時点で学校としてはいじめの結果ではない、あるいは、いじめではない可能性が高いと判断する場合であっても、いじめの疑いがあるとして対応を開始します。

２　いじめ事案の調査（法第 23 条第 2 項関係）

いじめ事案の調査について、学校は、いじめ対策組織として、組織立った対応を行います。

「組織立った対応」とは、管理職や当該学級担任等、一部の教職員が調査業務を抱え込まず、役割を分担し迅速かつ効率的に対応すること、調査方針の決定や、事実認定に関しては、偏った意見や判断にならないよう、複数で議論をする場を設け、公平性を確保すること等を意味します。

いじめ対策組織は、事案認知後、即時対応できるメンバーを選定して、初動に当たるとともに、聞き取り対象者ごとに担当を割り振る等、各学校の実情に即して可能な限り迅速かつ柔軟に調査を実施するよう努めなければなりません。

また、学校は、調査と並行して、いじめ事案の通報をした者（いじめの被害を訴える児童・生徒は勿論、通報した第三者も含む）を必ず加害側の報復等から守ることを最優先とした上で、再発防止に向けて、速やかに慎重かつ丁寧な対応を開始しなければなりません。

３　調査結果の取り扱い（法第 23 条第 2 項関係）

重大事態でないいじめ事案の調査結果について、学校は月ごとにその発生状況や対応状況を報告書にまとめ、教育委員会へ報告します。

教育委員会は、月ごとの報告内容を確認し、事案が再発している場合等、学

校の対応への支援が必要と判断した場合には、学校への積極的な支援に努めます。

＜＜いじめ事案発生時の初動（いじめ対応のきっかけ＞＞

① 教職員自身の「法律上のいじめではないか」という気付き
② 児童・生徒やその保護者からの申し立て
③ 教育委員会や各関係機関・団体からの情報提供

＜＜いじめ事案の調査（いじめ対応の内容）＞＞

① 学校のいじめ防止基本方針に則った組織による調査
② いじめを訴えた児童・生徒及び通報した関係者の保護・支援の開始
③ （対応困難な事案の場合）調査組織から教育委員会へ支援要請

＜＜調査結果の取り扱い（調査後の対応）＞＞

① 調査結果を踏まえた学校による指導・支援の実施 ※詳細は 24 頁
② 教育委員会への継続報告（月例報告）
③ （再発時や対応が継続長引いた場合）教育委員会による支援の開始

第５　いじめ重大事態発生時の対処

１　いじめの重大事態（法第 28 条第 1 項関係）

・ いじめの重大事態については、国の基本方針及びガイドライン等により適正に対応します。
・ 重大事態かどうかは、次の考え方により判断します。

（ｉ）いじめにより、児童・生徒が、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

① 自殺を企図した場合
② 身体に重大な傷害を負った場合
③ 金品等に重大な被害を被った場合
④ 精神性の疾患を発症した場合　等

（ⅱ）いじめにより、児童・生徒が、相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

※年間 30 日間を目安とするが、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断による。

２　重大事態発生の報告（法第 28 条第 1 項関係）

学校は、既に対処しているいじめ事案が重大事態化した場合や、突発的ないじめ重大事態の発生について把握、もしくは通報を受けた場合は、速やかに教育委員会に重大事態発生の報告をします。

３　調査組織の発足（法第 28 条第 1 項・第３項関係）

学校からの報告あるいは関係者から直接の通報を受けた教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したとき、重大事態の調査組織を発足させます。

発足する調査組織の構成としては、調査を迅速に行うために、基本的には状況を直接知る学校主体の組織構成とします。ただし、

・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果が得られない場合
・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

のいずれかに該当すると教育委員会が判断したときは、「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会調査専門部会」（15 頁参照）を調査組織として対応に当たります。

４　学校を調査主体とする場合の組織構成

学校を調査主体とした場合、教育委員会は、各学校の基本方針に定められた

組織に調査を行うよう指示します。

調査組織は、学校が調査主体となった場合も、「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会調査専門部会」（15 頁参照）による調査と同様、公平性・中立性をもって調査に当たらなければなりません。

また、教育委員会は、調査組織と連携を図りながら、調査が円滑かつ実効的に行われるよう、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

5　調査の開始

（1）調査の内容

調査組織は、次の内容を調査します。

① 調査開始の端緒（組織発足、調査開始までの経緯等）
② 調査対象となったいじめの内容（確定したいじめの訴えの内容）
③ 調査方法（各いじめの訴えについて実施した調査の概要）
④ 調査の結果認められた事実（認定した事実と認定した理由）
⑤ 当該いじめの背景（当事者の関係性、双方の言い分、当時の学級状況等）
⑥ 再発防止に向けた学校の課題（当時の学校の対応の概要と課題点の指摘）
⑦ 公表に関する事項（いじめを受けた児童・生徒・保護者の公表に関する意向等）

（2）事実調査の手順

調査に当たっては、事案が重大事態化する前に学校の対策組織が調査したものがあれば、その調査結果も活用しながら、可能な限り迅速に調査結果を当該保護者及び市長に報告できるよう、組織として対応します。

調査は、大きく次の手順で進めていきます。

① いじめを受けた児童・生徒及びその保護者からのいじめの訴えの内容の聞き取り
② 各関係者から聞き取る内容の検討
③ いじめを受けた児童・生徒及び関係児童・生徒からの聞き取り
④ 各聞き取り結果についての整合部分及び不整合部分の確認
⑤ 不整合部分について、再度の聞き取り調査や第三者からの補充調査の検討及び実施
⑥ 調査に漏れがないかの再確認（必要に応じて②～⑤を繰り返します）
⑦ 事実認定（報告書作成）

各調査をどのように進めるかについては、各関係者の意見も聞きながら調査組織が決定し実施していきます。

6　いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供（法第28条第２項関係）

いじめの重大事態に関する調査の経過・結果については、その内容がある程度まとまった時点で、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、情報提供を行います。また、特段の事情がない限り、いじめを行ったとされる児童・生徒及びその保護者にも同様の情報を提供します。

情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと、児童・生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに十分配慮します。

7　調査結果の報告（法第30条第１項）

いじめの重大事態に関する調査結果は、調査主体にかかわらず、調査組織から各関係者に報告します。その際、調査組織は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、教育委員会による調査結果の市長報告時に、当該保護者が調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる旨を伝え、所見の添付の意思の有無を確認します。

また、市長への報告時には、調査報告、所見とは別に、調査結果を踏まえた今後の学校の対応方針についても併せて報告します。

学校が調査主体となった場合の調査結果は、教育委員会を通じて、教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

8　調査結果の公表

学校または教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

9　再調査の実施

学校等で発生した重大事態について、調査を行った結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認める場合は、「茅ヶ崎市いじめ問題再調査会」（16頁参照）により再調査を行います。

１０　再調査結果の報告（法第 30 条第 3 項関係）

学校等で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、市議会に報告します。

１１　再調査の結果を踏まえた措置（法第 30 条第 5 項関係）

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

第６　調査中・調査後の学校対応について

１　調査中の学校による指導について

学校が適切な指導を実施するためには、指導の前提となる事実が明らかにならなければなりません。したがって、原則としては、調査報告の結論がまとまった後に、認められた各いじめ行為に対する指導は実施されます。ただし、いじめを行ったとされる児童・生徒が事実を認めた場合など、いじめの事実が明らかに認められると調査組織が判断した場合は、学校は、調査報告書の完成を待たずに、調査組織へ報告した上で、随時指導を実施できます。

なお、いじめを行った児童・生徒への指導については、調査主体が学校かどうかにかかわらず、報告内容を前提に、各学校が実施します。

２　調査中の学校による再発防止策について

いじめの事実について事実関係が明らかになるまでの間も、学校はいじめの被害を訴える児童・生徒が再び傷つくことのないよう守らなければなりません。いじめの事実を前提とした指導ができない段階であっても、いじめを行った疑いのある児童・生徒との接触の機会を減らす、接触の可能性の高い場所に教職員を配置する、いじめの被害を訴えた児童・生徒にこまめに声を掛ける等の対応を行う必要があります。

児童・生徒がいじめ被害にあった場合、その保護者は学校に対して不信感を抱いているケースが非常に多いため、学校は信頼関係を回復させるべく、保護者に対して、具体的な再発防止策の内容を丁寧に説明し、その実施を約束するとともに、その経過を週に１回程度は保護者に報告するなどして、信頼関係の回復に努めなければなりません。

３　長期欠席となった児童・生徒への支援といじめ調査について

長期欠席の児童・生徒の登校再開への支援と、いじめ調査は並行して行われるものです。どちらか一方を先んじて行っているからといって、他方を行わなくてよいというものではありません。

いじめ被害と長期欠席の関係については、「嫌なことがあり、『心のコップ』の水があふれると、児童・生徒は不登校等になる」と例えられます。長期欠席の直接のきっかけ（水があふれる前の最後の一滴）は、直前のささいな出来事であっても、長期欠席となった根本的な原因（それまでに心のコップに水をためてきたもの）は、過去のいじめ経験であることが少なくありません。本人が初めていじめ被害を訴えたときに、「昔の出来事だから」と学校が向き合わない姿勢を示すことは、長期欠席の原因究明、いじめ対応のどちらの点からも不適切です。時間が経過している事案では、最終的に十分な裏付けが取れないという

調査結果が出る可能性もありますが、そのことと調査を全く実施しないかは別問題です。学校は、長期欠席の児童・生徒からいじめの訴えがあった場合には必ず調査を開始します。

なお、長期欠席の児童・生徒の登校再開に向けた支援には、心理的・福祉的観点からのアセスメントも必要です。学校は、長期欠席の児童・生徒に対しては、学校が行う対応と併せて、当該児童・生徒や保護者に対し、積極的に関係機関を紹介するなどして、手厚い支援を実施します。

4　転校・卒業といじめ調査について

いじめの被害側が、学区外の学校へ転校を希望するケースがありますが、法律上のいじめの調査と転校に向けた手続きは異なります。

法律上のいじめ調査は、学校の同種事案再発防止を目的に行われる側面もあるため、原則として、転校や卒業等によりいじめの被害を訴える児童・生徒、加害を疑われる児童・生徒が在籍しなくなっても実施します。

5　調査報告後の学校の対応について

調査組織による調査は、調査報告を各保護者に行った時点で完了となります。その後は学校が引き継ぎ、調査報告の中で認定された事実やいじめの背景を基に実効的な指導や支援を実施することになります。

法律上のいじめは、「手段の選択」の問題とされます。友人関係や家庭環境によるストレスや不満を解消するために、他の児童・生徒への攻撃という方法で発散することは不適切であり、誤った選択と言えます。学校は、調査結果とその背景を踏まえ、いじめを行った児童・生徒に対し、相手を気遣いながら自分の気持ちに対処していくことを習慣付けさせることでいじめの再発を防止しなければなりません。また、再発防止のために、いじめを行った児童・生徒に多様性への理解を深めさせることや、いじめを行った児童・生徒の特性に配慮した、心理・福祉的な観点からの支援が必要となる場合もあります。

調査を通じて、いじめを受けた児童・生徒が生きづらさを感じていることが明らかになる場合もあります。そのような場合は、いじめを受けた児童・生徒を心理・福祉的支援につなげることも有効です。また、学校は、調査報告後もいじめが再発しないよう、経過観察を行います。いじめを行った児童・生徒との関係について丁寧な見守りを続けるとともに、いじめを受けた児童・生徒への細やかな声掛け等を行うことにより、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにしなければなりません。

これらのことについて、それぞれの保護者の協力を得るために、また、学校への信頼関係を構築し直すために、学校は児童・生徒と各保護者に対し、調査報告後の学校の対応の内容を個別に説明し、真摯な対応を継続する必要があります。
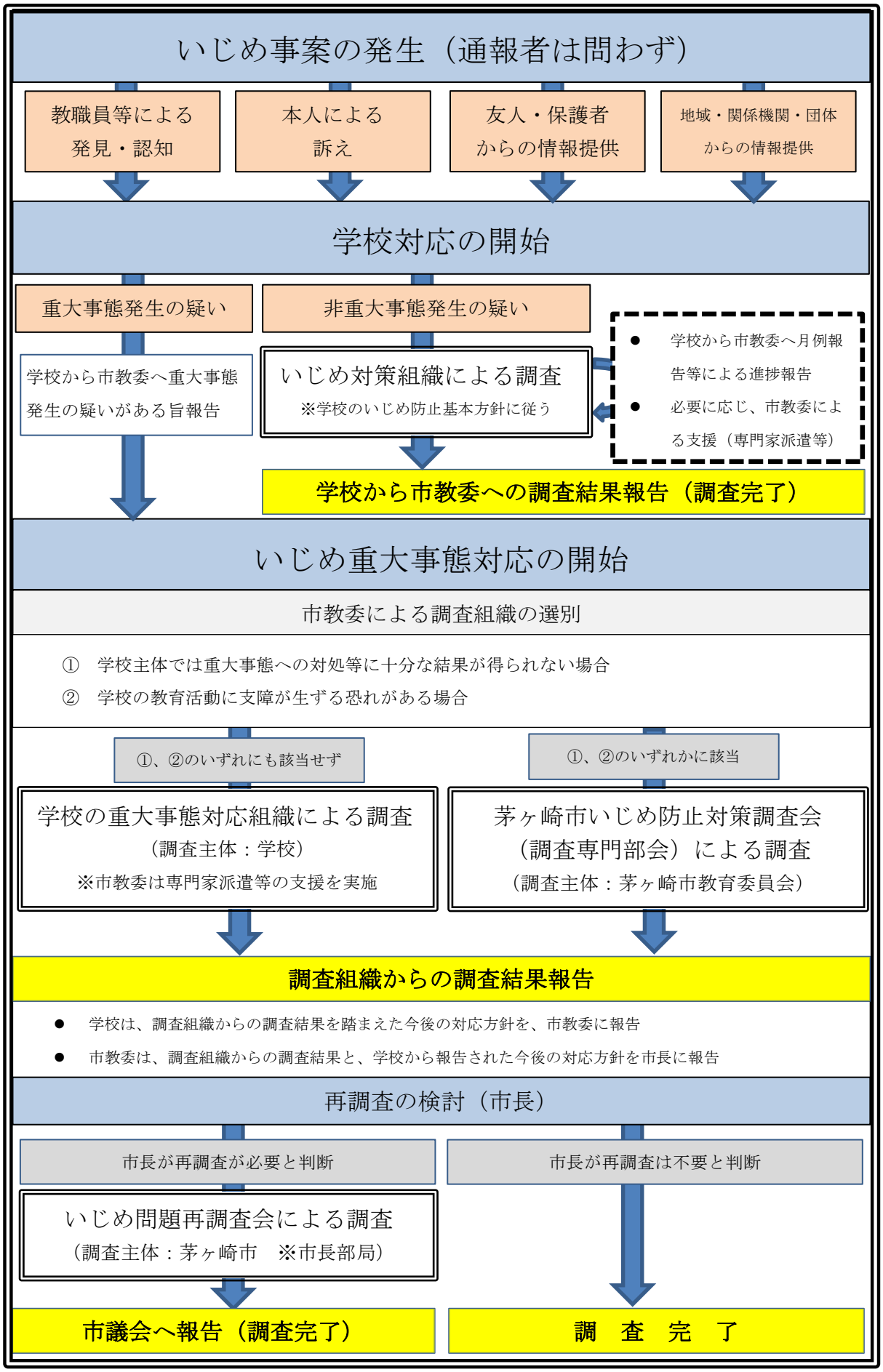
茅ヶ崎市のいじめ調査フロー